

## 令和2年度 第1回鶴岡市景観審議会（会議概要）

- 日時  
令和2年12月15日（火）13時30分から
- 会場  
マリカ西館3階市民ホール
- 次第
  1. 開会
  2. 挨拶
  3. 協議
    - (1) 「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドラインの改正」について
    - (2) その他
  4. 閉会
- 出席委員  
稲泉眞彦委員（会長）、秋野公子委員、佐藤滋委員、野堀嘉裕委員、高谷時彦委員、斎藤留吉委員、佐藤友行委員、土田一彦委員、さとうれいこ委員、柴田和彦委員、佐藤友和委員、佐藤康一委員
- 欠席委員  
なし
- 市側出席職員  
建設部長、都市計画課長、都市計画課城下のまちづくり推進主幹、都市計画課主査、都市計画課専門員、都市計画課主事、環境課長、環境課環境専門員
- 公開・非公開  
公開
- 傍聴者の人数  
1人

1. 開会（進行：都市計画課長）

2. 挨拶  
（建設部長）  
（会長）

（委員紹介、出席者数の報告、会の成立宣言）（都市計画課長）

3. 協議（議長：会長）

**会長**

それでは協議に入りたいと思います。

市長から「景観形成に関する意見について」ということで意見聴取の依頼を受けております。「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドラインの改正について」、本市の良好な景観形成に資するものであるか、審議会のご意見をお聴きしたいということでもあります。事前に多くの資料を送っていただいております、皆さんもご覧になっているとは思いますが、これに沿って協議を行ってまいりたいと思います。

協議に入る前に議長として一つお願いであります、これからガイドラインが提案されますので、その中身について最初にまず協議をしていきたい。それから、これに関わっては、委員の多くの皆さまには今後これがどうあるべきか、また、どうしていきたいかというご意見が多岐にあるかと思っておりますので、これをその次の段階で議論するという方法を取りたいと思っておりますのでご了解いただきたい。

それでは最初に、環境課から先の出羽三山における風力発電計画取下げの経過等とガイドラインの改正についてのご説明をお願いいたします。

（説明：環境課環境専門員）

**会長**

今の説明に関する質問はありませんか。

ないようですので、早速協議に入っていきたいと思っております。ガイドラインの改正案について、ご意見を求めます。

**委員**

ガイドライン改正案の 5-(5)-アに、「市が指定する関係機関」とあるが、何か別項目があるのか。

**環境課環境専門員**

市が指定する関係機関について、今のところ別段定めているものはございません。というのも、風力発電施設建設の場所によって、関係する機関が変わってくると考えているからです。関係団体としては、海岸沿いであれば漁協等が、また、平野部であれば、農業委員会や農協が考えられるかと思っております。その時々判断で、市で協議をして関係団体を決定していきたいと考えております。

## 委員

対象地域は市内全域とあるが、鶴岡市沖の日本海を対象地域に含めてはどうか。鶴岡市エネルギービジョンを見たところ、項目に洋上風力発電があるが、今回の改正案の制限対象区域の中に加茂港周辺があるのが気になる。現在、遊佐町沖で洋上風力発電計画が進められている。そのように、鶴岡市の近くでも計画が持ち上がっており、絶対に鶴岡市で計画が持ち上がらないということはないと思う。本来、海上は鶴岡市の区域ではないが、ガイドライン制定の目的が事業者に対し自主的に基準を守ってもらいたいという趣旨であれば、海上を対象区域にしても支障はないかと思う。

次に、事業者にとってはどこまでが制限対象区域なのかがわかりにくい。区域設定が難しいというのは理解できるが、言葉で表現できないのであれば、図で示すという手段もある。やはり事業者側から見れば、区域設定は明確であるべきと思う。

もう一点、ガイドライン改正案の4が市内全域で守らなければならないことだが、制限対象区域はそれ以上に厳しい規制と考えてよろしいのか。制限対象区域とそれ以外の区域と何が違うのかがわかりにくい。制限対象区域での規制内容を別途考えた方がよろしいかと思う。

また、制限対象区域が禁止区域ではないとしたら、制限対象区域とは具体的にどういう区域なのかがわかりにくい。具体的に区域設定をした方が事業者にとってわかりやすいと思う。

最後に、ガイドライン改正案の4-(10)-ウだが、他の法律の制限でも風力発電施設は建設できないかと思うが、「極力」は削除すべき。

## 環境課環境専門員

一点目のご質問の洋上風力発電については、遊佐町沖での計画を当方でも認識しております。洋上風力発電については、再エネ海域利用法に基づいて進められることになっており、国が促進区域を指定する必要があるとございます。その指定に至るまでに住民合意等の様々な条件が付されております。促進区域の指定後は、公募によって事業者が選定され、30年間はその事業者が事業をすることとなります。また、洋上風力発電は、山形県内では県のエネルギー政策推進課に窓口が統一され、様々な調整がなされておりますが、遊佐町沖についても遊佐町部会が設定され、住民との調整等が行われております。一方、鶴岡市における本ガイドラインにおいては、基本的に陸上風力発電を対象としております。今後、洋上風力発電についてどのような取扱いになっていくかを見定めながら、必要とあれば、洋上風力発電も対象とすることを検討していきたいと考えております。

二点目のご質問の制限対象区域の明確化については、区域の線引きが非常に難しく、ざっくりとした表現になっております。この点、出羽三山神社からも、出羽三山の範囲を明確に指定することはできないと言われており、その難しさを認識しております。ただ、線引きの必要性は認識しているので、今後検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。また、制限対象区域とその他の区域との基準の差ですが、制限対象区域には、まずは風力発電施設を建てないでほしいというのが一番の前提なので、制限対象区域としての基準を定めておりません。こちらは昨日の環境審議会でもご質問があった箇所でもございまして、制限だけであれば、風力発電施設を建設できてしまうのではないかというご意見がございました。制限ではなくて、設置を認めないと強く言い切った方がいいのではないかというご意見もございました。その方向性での修正の可能性も含めて、事務局で

検討させていただきたいと思います。

最後のご質問ですが、ご指摘のとおり、「極力」を削除する方向性で改正を進めて参りたいと存じます。

会長

他にご意見ございますか。

委員

ガイドラインには事前明示性が必要なのは一般的に言えることであり、内容を明確にしておかないと規制側と事業者側双方にとって混乱する恐れがあり、そういう意味で明確にしておく方がよろしい。

続いて、ガイドライン改正案の5-(4)-アに「同意を書面で得るものとする」とあるが、この対象が1000kw以上の場合であり、それ以下の場合は、どのようにするかという問題が生じているので、規模に関係なく全て書面にした方がいいと思われる。曖昧にしておかない方がいい。また、「同意」というのは色々な解釈ができてしまう。本ガイドラインでいう「同意」は「環境アセスに進む同意」かと思う。環境アセスに入ってしまうと後戻りが難しいという側面があることを念頭に、「環境アセスに進むための同意」であることを明記しておく必要がある。その方が、後々問題にならないと思われる。

続いて、フォトモンタージュという文言の使用についてだが、一般的には芸術作品等に使う用語であり、事前予測に使うのは適当ではないと考える。注釈にはっきりと明記しておくことが必要。

最後に洋上風力発電については、アメリカでは海沿いのリゾートの近くに建設されたり、あまり良くない例が見える。洋上風力発電自体は悪いことではなく、進めさせていただいて結構だが、ガイドラインは今後明確にされた方がいいと思う。

会長

事務局いかがですか。

環境課環境専門員

書面での同意については、佐藤委員のご指摘のとおり曖昧さがあると認識しております。1000kwという基準を削除することも検討したいと思います。

また、合意の範囲につきましては、「事業実施自体の合意」と考えております。というのも、100kw以上の施設すべてが環境アセスの対象となるわけではないため、小規模の風力発電施設についても、住民合意を得てもらいたいと考えているためです。

三つ目のフォトモンタージュの文言の使用については、検討させていただきたいと考えております。洋上風力発電の本ガイドラインへの位置づけについても、今後、検討していきたいと思います。

会長

委員の皆さまにお尋ねしますが、佐藤滋委員から、文章をより明確にすべきというご指摘がありました。この件に関して意見はございますか。

**委員**

住民同意についてだが、本ガイドラインを見ると、時期としては風況調査が終わった後ということで、住民は事業計画中のタイミングで同意をしなければならないことになるが、なかなか同意はできないのではないかと思う。どのタイミングで住民同意を得る想定なのか。また、環境影響調査はかなりの時間がかかるが、最終的な事業化はかなり後になってからとなり、前段で合意を得ることが疑問である。

**会長**

他にご意見ございますか。

明確にするという方向性でよろしいですか。頷いていらっしゃるということで全体的によろしいと判断します。佐藤滋委員からは何かありますか。

**委員**

先程は一般論で申し上げた。ガイドラインに曖昧なところがあれば、その都度検討していけばいい。非常に曖昧な例で申し上げたのは、フォトモンタージュ。それから、住民合意は事業全体に対する合意と説明があったが、もしそうだとすれば、事前に景観に対する影響が明確にわかるようなシミュレーション画像が必要。そのような画像資料は、昔は大変だったが今は簡単に作れる。事前に景観的な影響がわかる画像資料という意味合いの方が、事業者にとってもやりやすいはず。

このような意味で、より明確にせよと申し上げた。全部が曖昧と指摘しているわけではない。

**会長**

他にご意見ございますか。

**委員**

加茂港周辺という場所に関して、日本遺産に加茂地区が認定されているが、加茂港周辺というのはどこまでの範囲なのか。日本遺産というワードにこだわりすぎていると思う。実際に加茂港周辺というのは、風力発電の候補地としては非常に有望と思われる。変電所も近く、風力発電企業からすれば、候補地としては最適。どこにでも風力発電施設が建てられるわけではないのである。加茂の山手に建てたときは、洋上から見ないと風力発電施設は見えない。そういうロケーションになると思う。だから、日本遺産というワードに固執して、民間の脱炭素化を阻害してはならない。考え方としてあまりよくないと思った。

加茂港周辺とはどこまでの範囲を考えているのか、事務局の考えをお聞かせ願いたい。

**会長**

事務局、いかがですか。

**環境課環境専門員**

加茂港周辺の範囲はどこまでなのかということで、出羽三山と同様に線引きはなかなか難しいと考えております。ただ、ご指摘のとおり、風力発電の適地が非常に限られているというのは認識しておりまして、全国的な例でも、同じ場所に何件も

計画が持ち上がるということがございます。鶴岡市では、エネルギービジョンの中で、再生可能エネルギーは導入・推進していくという立場でありますので、日本遺産に固執しすぎというご意見について、事務局で協議させていただきたいと考えております。

#### 委員

地権者や地域コミュニティが風力発電施設を求めているのにも関わらず、本ガイドラインのために設置できないということであれば、ガイドラインには強制力があるということ。地権者たちの要望も取り入れた上で、制限の在り方をご検討いただきたい。

#### 会長

山登りをする身から申し上げれば、当然、ゴルフ場から由良までの尾根は適地と単純に言えるが、住宅等との距離 600m という基準を考慮すれば、あの尾根では簡単には建てられない。加茂の住宅、それから、裏側の菱津、西目は 600m という基準にかなりかかってくると思われる。つまり、山があればどこでも風力発電施設が建てられるということにはならないということ。この 600m という基準距離は、かなりの制限になると思っている。

関連して、ガイドライン 5-(2)-イに 2km 以内とあるが、この 2km の起点はどのように考えるのか。自治組織とか周辺地権者といった場合に、山の地権者なのか、麓の住民を想定しているのか、この点をお尋ねしたい。

#### 環境課環境専門員

2km の範囲の考え方、基準となる線ということかと思いますが、風力発電施設の位置というのは、最終的な段階までなかなか決まらないものです。その位置を決めるに当たって、事業者として線引きをするわけですが、事務局としてはその線から 2km 以内と考えております。

#### 会長

計画地の 2km 以内に住宅等がなくても、例えば、大網地区の住民が普段利用している田畑、山林がかかってきた場合も自治組織に諮られるのか。この点をお尋ねしたい。

#### 環境課環境専門員

自治組織ということにはならないかと思いますが、その他にも周辺地権者ならびに市が指定する者という文言があるので、こちらに対してはしっかりと説明をしていただいて、合意形成を取っていただきたいと思います。

#### 会長

他にご意見ございますか。

#### 委員

鶴岡市では平成 24 年に「携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン」を策定している。事前に意見書を事務局に提出しており、それに関する資料として、当日資料で配布されている。その中に「視点場」の項目があるが、見る側と見られ

る側に加えて、背景にある山の位置関係や角度が記載されている。この資料と今回の風力発電施設ガイドラインに非常に共通点があると思った。景観に係ることについては、平成24年に景観審議会でかなりしっかりと議論した結果がある。視点場を準用するという文言を入れるだけで、どのように景観へ影響を与えるのか、ほとんどクリアすると思われる。つまり、面積とか距離だけではなくて、角度も影響するだろうという意見である。

二点目に、佐藤滋委員の意見と同じ件だが、現在、割と簡単に完成予想をシミュレーションできる。私も出羽三山における風力発電計画が持ち上がった際にGISを活用してシミュレーションをした。場合によっては、事業者に対して市からGISデータ提供の要求をできるようにしておく、非常にやりやすくなると思う。

#### 会長

他にご意見ございますか。

特に意見がなければ私からですが、ガイドライン改正案の「ガイドラインの見直し」の項目について、「社会情勢の変化等」とあるので全て網羅できていることになるかと思うが、その中でも一番大きい要因は技術革新であり、それによりどれだけ発展していくか、今の我々が予想できないようなものも今後出てくる。そのため、「社会情勢の変化および技術革新等」という文言を入れておいたほうがいい。低周波とかいろいろな問題があるが、今後解消していかなければならないという期待を込めて補足してはどうかという意見である。

ガイドラインに対して他に意見がなければ、方向性として問題はないということでもいいか。

高谷委員はいかがか。

#### 委員

本ガイドライン改正によって大事な景観が守られていくと思うが、もう少し明確にできればとは思う。

例えば、段階毎に住民の様子を見つつ、事業者が提出するものを定めるとか、それに対して市が助言をすとか、プロセス毎に何が行われるのかというのを明確にすれば事業者にとってもわかりやすいと思われる。

もともと、市に権限がないという説明が冒頭にあったが、そうだとすればガイドラインへの書き方は難しいかと思うが、市が状況を見て意見を出せるようにする等段階ごとにできることを明確にしておいた方が良い。

#### 会長

今の意見について、事務局は検討をお願いします。

#### 委員

佐藤滋委員のご意見のとおり、シミュレーション画像は今簡単にできる。風力発電計画の最初の時点で、シミュレーション画像を公表するべきである。今回の出羽三山における風力発電計画に関しても、シミュレーション画像が市民に広がって、「これは違うだろう」という機運が盛り上がった。加茂なら加茂で、完成予想シミュレーション画像を事前に市民に向けて明確に伝えるのが市の役割である。それに対して事業者と地元住民で話し合っ、その地元住民の意識を市民に伝えることが最初に市としてすることであり、そうすることで市民に一番明確に伝わっていく。

風力発電事業自体は悪くないことであり、市が窓口になるということが大事なのであり、そのように明快な入口があって市民に伝えれば市民も納得するし、事業も進められる。このような考え方をみんながきっちりと持っていれば進められる事業なのである。

会長

制限だけではなく、推進という面も忘れないようにという重要な意見だった。

委員

出羽三山における風力発電計画が持ち上がった際の野堀委員が作成したシミュレーション画像を見て、第一印象としては、仮に建設されたら怖い、困るというものだった。一方で、冬になるとスノーシェッドが設置され、きれいな景観は見えなくなるが、それにより暮らしが便利になるものであり、一つの風物詩とも捉えられると思う。風力発電事業自体も悪いことではない。ガイドラインは規制するだけではなく、ここになら建設してほしいという内容があってもいいと思う。

会長

ガイドラインの方向性ということでの意見は以上でよろしいか。

次に、市が取り組んでいく方向性、今後こうしてほしいという意見を求めますが、いかがか。山形県も新たな方向に踏み出そうという中だが、我々としての意見ということで発言をお願いしたい。

委員

風力発電ではなく他の発電事業についてだが、羽黒の大鳥居のすぐ脇に建設された県の水力発電施設のような事業についても、景観、環境、歴史文化資源という観点から、検討すべきだったと思う。県からは、景観や環境に関する何か規制があれば別の場所に建てられたのだが、規制がないので水力発電をする上で一番効率のいい場所にしたと聞いている。風力発電事業とは関係ないが、結果的に大鳥居に近接して建ってしまっており、将来的にはこのような事業に対する対応も考えていかなければならないと思う。

会長

他にご意見ございますか。

委員

今回の出羽三山における風力発電計画の中で実感したことがある。それは、風力発電施設が建設される範囲が庄内町と鶴岡市の両方にかかる計画だったわけだが、鶴岡市だけで結論を出すのは困難だと思う。周辺市町村との連絡会議の体制を構築しておくことが必要なのではないか。

もう一点だが、林業振興のために風力発電事業を誘致するメリットがあるという考え方があるが、それ自体は悪いことではないが、本来、鶴岡市は森林文化都市で林業を活性化させようという努力をしているから、風力発電事業に頼らなくても推進できると思う。それを充実させた上で、風力発電事業が来たらさらに発展するという相乗効果があることを、市民に啓蒙すべきだと考えている。



**会長**

今回の出羽三山における風力発電計画の北地区のすぐ北側には、風力発電施設がすでに 2 基建っている。鶴岡側から見るとあまりに北側に寄っているから、気にならないかもしれないが。

庄内の里山には林道がよく整備されている。これは風力発電事業者から見れば大変いい環境で、立地的には良い土地だということと言える。

**委員**

出羽三山における風力発電事業の計画地は国立公園の区域のすぐそばであり、区域内であれば色々な制限があったであろうし、事業者もそれをクリアするつもりであったと思う。ただ、今回の計画地は国立公園の区域のギリギリ外であり、国は口を出すことができなかつたのではないか。県の再生可能エネルギー政策もあるが、計画地は鶴岡市もしくは県全体で見たときに非常に大きな影響を受けるような地域であり、県がどのように考えていたのかが気になった。

**会長**

他にご意見ございますか。

**委員**

風力発電が自然を壊すのは間違いない。一方で、国で推進している政策だということだと思うが、向こう 50 年、100 年、200 年後、他の再生可能エネルギーの可能性はないのかどうか、その見通しがあるか教えていただきたい。

**会長**

どなたかお答えいただけますか。

技術革新の中でどういうものが出てくるかということで、例えば、太陽光発電や、かつて庄内で盛んに研究されていた波力発電等があるかと思う。このように時代とともに変わってくる可能性はあるかということだが、いかがか。

これは、質問ということで受けておくということとしたい。

**委員**

配布資料の「環境アセスメント制度のあらまし」中の 7 ページに配慮書の記述がある。「環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項」として、景観的にどういった配慮をするかを配慮書に事業者はまとめることになる。配慮書を決めた後には、同資料 6 ページのような一連の手続きの流れとなるが、配慮書に書いていないと、どういう方法をとっていくかなど、その後の手続きにつながらなくなる。この点、遊佐町沖の洋上風力発電事業の配慮書には、景観に関する配慮事項は角度しか記載がない。風力発電事業で景観的に何を配慮すべきとかマニュアルがあるわけではないので、本来は事業者が内容を一生懸命考えるべきだが、遊佐町沖計画の全ての配慮書に書いてあるのは、風力発電施設を見るときの角度で支障があるかないかという内容のみである。これでは角度だけ満足されていればそれでいいになってしまう。鶴岡市では、角度だけではなくこういう配慮がほしいという事項を今後考えていただくのが望ましいと思う。配慮事項がしっかりしていれば、シミュレーション画像で検証できる。

また参考まで、遊佐町沖計画の全ての配慮書で欠けていると思われるのは、送電線鉄塔についての記載である。風力発電施設の位置が決まれば自ずと送電線鉄塔の位置も決まっていくわけだが、その送電線鉄塔についての景観的な検討も配慮書に記載されているのが望ましい。山中の送電線においては、その線下の木を伐採しており、木が切られるか切られないかで景観にも影響してくる可能性もあり、今後検討すべきだと思う。

最後に、角度についての補足だが、それぞれの市町村に主要な視点場があるわけだが、平地と山上では見え方が明らかに違うのにも関わらず、遊佐町沖計画では仰角のみで書いてあるように思われた。視点場の中には山上のものもあるわけだが、事業者にはそういう観点がなかったということ。鶴岡市では、そういった観点も考慮した方がいいと思う。

会長

他にご意見ございますか。

委員

ガイドラインの内容の議論に戻るが、高谷委員の先程のご意見と関連して、「設置等に当たっての調整手順」は、フローチャートで示した方がいい。その方が双方の誤解がなくなると思われる。ご検討いただきたい。

会長

他にご意見ございますか。

委員

事業者は手続きの各段階で各々が何をすべきか知りたいと思うので、それがフローチャートを示すことで、明快になると思われる。

会長

他にご意見ございますか。

それでは、今日は前半にガイドラインの内容について、後半に今後の方向性ということでご意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

最後に、協議事項のその他ですが、事務局は何かございますか。

事務局

(なし)

委員の皆さまからはいかがですか。

特にないようですので、協議を閉めさせていただきます。大変多くのご意見をいただいたこと、課題をいただいたことに感謝するとともに、市で十分に検討いただきたいという言葉も添えて、本審議会の協議を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

4. その他

(報告) 鶴岡第2 地方合同庁舎工事着手について (都市計画課長)

5. 閉会 (都市計画課長)